

まるひろMクラブ会員規約の改訂(2020年4月1日改訂)

【旧規約】

第14条（本規定の変更等）

1. 本規定に定めた内容や運営方法等は、予告なく変更・改定・廃止する場合があります。なお、会員は本規定に変更があった場合は、改訂後の規定に従うことをあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社の都合や障害等の発生により、本規定のサービス内容の提供を予告なく中段する場合があります。
3. 本条第1項、第2項の場合において当社は一切の責任を負いません。

【改訂】

第14条（本規定の変更等）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規定の変更の効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ（<https://www.maruhiro.co.jp/>）において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本規定を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。
 - ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - ②変更の内容が本規定に係る契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。